

第 2 次
太宰府市男女共同参画プラン
【平成 25 年度 ~ 34 年度】

太 宰 府 市

はじめに

少子高齢化の進展、経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の大きな変化の中、豊かな市民生活と社会の持続的発展のためには、男女が性別にかかわらず、あらゆる分野に参画し、多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が、活力あるまちづくりに欠かせないものです。



太宰府市は、市政運営の基本である「第五次太宰府市総合計画」を平成 23 年 3 月に策定し、目標の一つである「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」の施策として「男女共同参画の推進」を掲げ、「すべての人が人権を尊重し合い、あらゆる機会に男女が共に参画し、誰もが幸せに暮らせる差別のない社会の実現」を目指しています。

平成 18 年に制定しました「太宰府市男女共同参画推進条例」の理念の下、「男女共同参画プラン」に基づき、「男女共同参画市民フォーラム」や「男女共同参画セミナー」、「子育て支援事業」等、様々な取組を進めてまいりました。

しかし、平成 24 年 7 月に実施しました「太宰府市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」では、まだまだ男性の仕事中心の生き方や家事責任の女性への偏重等、固定的な性別役割分担の意識が根強く、男女共同参画社会の実現に向けて、多くの課題が残されています。

こうした現状と課題を踏まえ、このたび「第 2 次太宰府市男女共同参画プラン（平成 25 年度～ 34 年度）」を策定いたしました。「男性、子どもにとっての男女共同参画」「地域・防災分野への男女共同参画」など、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応するなど、より一層の推進を図る内容としています。

市民や事業者等の皆様と連携・協働し、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場面で、男女共同参画の視点を取り入れ、誰もがいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指しましょう。

プランの策定にあたり熱心にご審議いただきました太宰府市男女共同参画審議会の委員の皆様、市民意識調査やパブリック・コメントを通じて、ご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 25 年 5 月

太宰府市長 伊藤 浩一

● 目 次 ●

第 1 章 プラン策定の背景と経緯

1	プラン策定の趣旨	1
2	男女共同参画をめぐる近年の主な動き	1
	(1) 国際的な動き	
	(2) 国内の社会経済情勢の変化	
	(3) 国の動き	
3	本市の男女共同参画の現状と課題	3

第 2 章 第 2 次プラン策定の基本的考え方

1	プランの基本理念	6
2	プランの基本目標と視点	7
3	プランの推進	8
4	プランの性格	9
5	プランに掲げる施策の範囲	10
6	プランの期間	10
	第 2 次プランの体系	11

第 3 章 プランの内容

目標 1	男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	12
	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	15
	2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	17
	3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	21
目標 2	あらゆる分野における男女共同参画の促進	24
	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	26
	5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	28
	6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	32
	7 多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援	34
	8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	39
	9 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	41
目標 3	男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり	42
	10 女性に対するあらゆる暴力の根絶	43
	11 生涯を通じた女性の健康支援	45
	12 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	47
	プランの推進体制	49

参考資料

用語解説	56
年表 男女共同参画に関する世界・日本・福岡県・太宰府市の動き	61
第2次太宰府市男女共同参画プラン策定の経過	63
太宰府市男女共同参画審議会委員名簿	64
太宰府市男女共同参画審議会への諮問書	65
太宰府市男女共同参画審議会答申書	66
太宰府市男女共同参画推進条例	67
太宰府市男女共同参画推進条例施行規則	71
太宰府市男女共同参画審議会規則	73
太宰府市男女共同参画推進本部設置規程	74
男女共同参画社会基本法	76
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	80